

広島県告示第一百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

庄島縣知事 湯嶋英彥

所在 地	土砂災害警戒区域							
	土	砂	災	害	警	戒	区	域
広島県庄原市東城町三坂、同市東城町新免及び同市東城町久代地内	北迫谷（一 五六四四）	上谷（一 三四三）	郷（一 三六四一）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	表区 域 示の	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
次の図のとおり	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
北迫谷（一 五六四四）	上谷（一 三四三）	郷（一 三六四一）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	表区 域 示の	区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の名称
次の図のとおり	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。